

神河町ホームページ(トップページ)



兵庫のまんなかで
キラリと光るまち

Language 文字サイズ 標準 拡大 背景色 標準 反転 ふりがな やさしいほんご

検索 組織一覧



くらし・手続き



子育て・教育



健康・福祉



しごと・産業



町政情報

神河町地図情報システム
Kamikawa Town Geographic Information System

2026年4月13日22:00~2:00メンテナンスのため、閲覧できない場合があります。その際は時間を空けてお試しください。

くらしの情報
下記からご覧になりたい機能をお選びください。(操作ガイド)

- 地形図 (topographic map)
- 認定路線地図 (designated route map)
- ハザードマップ (hazard map)
- 林道 (forest road)
- 橋梁 (bridges)

神河町地図情報システム

神河町
ふるさと納税

移住定住サポート
かみかわくらす

兵庫県神河町 公式観光サイト
かみかわ観光ナビ

安心・安全のために

新型コロナウイルス感染症	避難所・ハザードマップ・防災行政無線	神河町防災気象情報	防災ネットかみかわ
--------------	--------------------	-----------	-----------

情報を探す

ライフイベントから探す

 妊娠・出産	 子育て	 入園・入学	 就職・退職
 結婚・離婚	 引越し	 高齢・介護	 おくやみ

目的から探す

 ごみ・リサイクル	 保険・年金	 税金	 交通
 申請書ダウンロード	 入札・契約	 図書・蔵書検索	 例規集

組織から探す

地図から探す

カレンダーから探す

半角数字10桁以内

ページID検索

新着情報

イベント・募集

4月13日 [【求人情報】ハローワーク姫路の掲載](#)

4月13日 [兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口の開設について](#)

4月10日 [【公営住宅】町営住宅柏尾団地（入居者募集）](#)

4月10日 [毎月11日は「人権をたしかめる日」です。4月人権チラシの掲載](#)

4月9日 [熱中症に注意しましょう](#)

現在位置 [ホーム](#) > [くらし・手続き](#) > [防災・安全](#) > [防災](#) > ネットで見る！「神河町地図情報システム」公開

あしあと [神河町公式ホームページ：兵庫のまんなかでキラリと光るまち](#) > ネットで見る！「神河町地図情報システム」公開

ネットで見る！「神河町地図情報システム」公開

ページID:3895 [更新日：2026年4月1日]



4月1日から神河町地図情報システムで、町の各種地図情報をインターネット上に公開します。

パソコンやスマートフォンから、いつでもどこでもご利用いただけます。

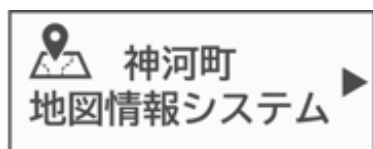
現在公開している情報（令和8年4月1日時点）

○地形図 ○ハザードマップ ○町道認定路線網図 ○橋梁情報 ○林道情報

今後も、さまざまな情報を公開していく予定です。

使い方

1. 神河町地図情報システムにアクセス



[別ウィンドウで開く](#)



スマホはこちらから

[↑こちらをクリック](#)

2. 閲覧したい地図情報をクリック



3. 利用規約を確認し、ページ下部にある「同意する」をクリック

利用規約

1. 神河町は、このシステムが利用者の特定の目的等に使用されても有用であることを保証しません。
2. 神河町は、このシステムの利用によって発生する直接又は間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
3. 権利や義務の発生するもの及び取り引きの資料とするものなど、重要な情報については必ず担当課の窓口でご確認ください。
4. 本サービスで提供するすべての地図情報の著作権は神河町にあります。著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。
5. 本サービスでは提供する地図情報の完全なる正確性及びすべての利用者のコンピューター上で正常に動作することを保証いたしません。
6. 表示に利用している地図は、土地の境界を示すものではありません。また、精度を超える縮尺に拡大すると、表示位置や現況との差異が発生します。
7. 本サービスの内容については、できる限りのデータ整備に努めておりますが、データ作成時期や入力時期によっては現状を正確に反映していない場合があります。利用者の責任と判断においてご利用ください。
8. ご利用のパソコン・プリンター等の環境により、印刷地図の色合いに違いが出る場合があります。
9. データ更新や保守あるいは緊急時の場合などには、予告なく本サービスの一部または全部を中断することがあります。
10. 本サービスは、機能の改良等に伴い、予告なく変更される場合があります。
11. このシステムは、運用の都合上、利用を制限する場合があります。

お問い合わせ

連絡先：神河町 建設課
電話：0790-34-0964

同意する

同意しない

4. 地図情報を閲覧ください



お問い合わせ

神河町役場 町長部局 建設課（地形図、認定路線網図、林道、橋梁）
電話番号：0790-34-0964 ファックス番号：0790-34-1556

神河町役場 町長部局 住民生活課（ハザードマップ）
電話番号：0790-34-0963 ファックス番号：0790-34-1556
お問い合わせフォーム

この件に関するお問合せは、建設課 松本 までお願いします。
(TEL:0790-34-0964)

Copyright(C) Kamikawa Town. All Rights Reserved.

(公印省略)
神河(住)第71号
令和8年4月23日

各区長 様

神河町長 山名 宗悟

地区防災計画の策定と提出について（依頼）

晩春の候、貴職におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、町行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大規模災害が発生した場合、行政のみで十分な対応を行うことが困難となることから、まずは自分の身は自分で守る「自助」を基本とし、その上で地域コミュニティでの相互の助け合いによる「共助」が重要となります。

こうした考えのもと、過去の災害の教訓を踏まえ、地域住民が協力し、災害から生命や財産を守るための助け合いについて検討し、「いざというとき」に備えた準備及び行動を、地域の実情や特性に応じて定める計画が「地区防災計画」です。

つきましては、現在策定中又は未策定の区におかれましては、計画の趣旨をご理解いただき、早期の策定に向けてご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、既に策定されている区におかれましては、計画内容を随時見直しいただき、その際は住民生活課へ提出いただくとともに、あわせて計画に基づく訓練の実施をお願い申し上げます。

【担 当】

役場住民生活課 松田

TEL：0790-34-0963

FAX：0790-34-1556

Mail：matsuda_ryousei@town.kamikawa.hyogo.jp

地区防災計画作成進捗状況

R8.4.13現在

神崎エリア	提出状況	作成予定	備考	大河内エリア	提出状況	作成予定	備考
新田	提出済		R6年度策定	新野	提出済		R5年度作成
作畑	提出済		R6年度策定	野村		未定	
大畑	提出済		R6年度策定	比延		R4年度	
越知	提出済		R6年度策定	寺前	提出済		R5年度作成
岩屋	提出済		R6年度策定	鍛冶	提出済		R4年度作成
根宇野		未定		大河	提出済		R7年度作成
山田	提出済		R4年度作成	上岩	提出済		R4年度作成
中村	提出済		R4年度作成	高朝田	提出済		R5年度作成
栗賀町	提出済		R4年度作成	宮野	提出済		R4年度作成
福本	提出済		R5年度作成	南小田	提出済		R3年度作成
貝野	提出済		R5年度作成	上小田	提出済		R7年度作成
しんこうタウン		未定		川上	提出済		R4年度作成
寺野	提出済		R4年度作成	大川原	提出済		R5年度作成
柏尾	提出済		R3年度作成	本村	提出済		R5年度作成
加納	提出済		R6年度策定	赤田	提出済		R5年度作成
東柏尾	提出済		R4年度作成	重行	提出済		R7年度作成
吉富	提出済		R7年度作成	為信		未定	
杉	提出済		R4年度作成	峠		未定	
大山	提出済		R5年度作成	栗		R4年度	現在策定中
猪篠	提出済		R4年度作成	淵		未定	

令和8年4月23日

区 長 様

日本赤十字社兵庫県支部中播磨地区
神河町分区長 山 名 宗 悟

令和8年度赤十字活動資金募集について（お願い）

赤十字の活動につきましては、平素から格別の御理解と御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社では、苦しんでいる人を救いたいという「人道」の理念のもと、さまざまな活動を行っていることは御承知のとおりです。献血や医療事業をはじめ、国際紛争や直近では令和7年11月に発生した大分市佐賀関の大規模火災や令和7年12月に発生した青森県東方沖地震など自然災害に対する救護・救援を含め、国内外の広範多岐に及ぶ活動を行っております。

毎年5月を会員増強運動月間と定めてこのような赤十字の趣旨に御賛同くださる皆様に赤十字活動資金募集のお願いをさせていただいております。本年度から振込方法に変更がございますので、下記のとおりよろしくお願いいたします。

記

1. 期限（指定口座への振込み期限）

6月12日（金）

※期限を過ぎる場合は担当（住民生活課三浦 TEL：34-0962）へ御連絡ください。

2. 1世帯当たりの募集額

500円 を目安に御協力をお願いいたします。

3. 町からの周知

5月 上・中・下旬に分け、告知放送で周知をいたします。

4. 資金募集の進め方

① **チラシの配布**

全戸を対象に、趣旨説明用として御利用ください。

② **受領書の発行**

受領日・金額・氏名を記入してください。

→ 受領書2枚目の朱印の付いたものを渡してください。

③ **協力証シール**

御協力いただいた皆様にお渡しく下さい。

④ **口座振込**

- ・ 神河町内の兵庫西農協各支店で振込みをお願いします。
 - ・ 振込依頼書の廃止に伴い、お手数をおかけしますが支店窓口のタブレットまたは御自身のパソコンで伝票を作成いただき振込みをお願いします。依頼人の名前は「区名と区長名」を記載ください。
- ※伝票の作成は JA バンクホームページ (<https://www.jabank.org/qr-tool/>) より可能となっております。

金融機関	兵庫西農業 寺前支店	貯金種類	普通
口座名義	日赤奉仕団 井出 博 (ニツセキハウシダン イデ ヒロシ)	口座番号	0590208

*支店から発行される「振込金受取書」をもって領収書とさせていただきます。

※51～100枚までの硬貨の入金・振込は手数料660円（101～500枚までの手数料は990円）が発生します。役場本庁舎住民生活課まで直接御持参いただいても結構です。（領収書をお渡しいたします）

5. 本日、机前にお配りした資材

- ① お願い文書（白封筒入り）
- ② 令和8年度活動資金募集の手引き（薄桜色）
- ③ リーフレット「日本赤十字社の使命」

6. 別途配布資材（広報5月号と同時に配布します。）

- ① 配布用チラシ（A4 カラー版両面）
- ② 活動資金受領書
- ③ 協力証シール
- ④ 活動資金募集用封筒（必要に応じて御活用ください。）

7. 返却いただくもの

- ① 活動資金受領書（収納報告書）※未使用分を含む
- ② 協力証シール（未使用分）

募集終了後に役場本庁舎住民生活課まで御提出をお願いします。

農地の貸し借りについて（農地中間管理事業による利用権設定）

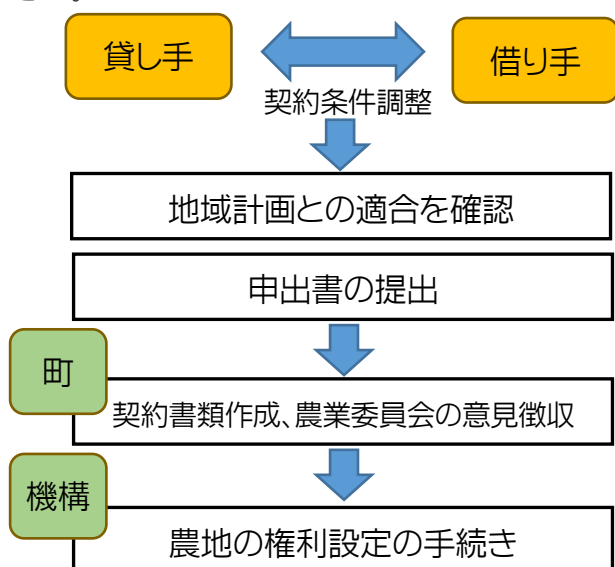
農業経営基盤強化促進法の改正により、貸し手と借り手の相対による利用権設定の手続きが廃止され、令和7年4月以降の農地の貸し借りは、農地中間管理事業（農用地利用集積等促進計画による貸付者と借受者との間に農地中間管理機構（以下、「機構」という。）を經由する貸借）または農地法第3条許可（貸付者と借受者との相対での農地貸借）のいずれかの手続きが必要となります。

●農地中間管理事業による利用権設定について

- ・農地中間管理事業による利用権設定は、兵庫県知事の認可・公告によって権利が設定され手続きが完了しますので、申出を受付けてから利用権設定開始まで3～4か月程度かかります。
- ・共有名義の農地、未相続の農地など、複数の人が権利を持つ農地を貸付ける場合は、権利者の過半の同意が必要です。
- ・機構の借受期間は、原則として10年以上です。
- ・地域計画に位置付けがない担い手への貸し付けは、別途町への確認、調整が必要です。※下記参照

※「農地中間管理事業」による農地貸借申出書の提出前に、地域計画の目標地図に耕作者として位置付けられているかを確認。地図に位置付けられていない者（新しい耕作者）と利用権設定を行う場合は農地貸借申出書の●地域計画の変更欄に地元の同意が必要。

※農地法第3条許可による手続きについては農業委員会事務局へお問い合わせください。



※農地中間管理機構とは

県知事の指定を受けた農用地の中間的受け皿となる機関（兵庫県では公益社団法人ひょうご農林機構）

※地域計画とは

地域での話し合いにより目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にした計画及び地図

注) 貸借期間途中で解約について

貸し手と借り手の双方が合意している場合は可能です。

更新・新規の別

更・新

整理番号

※契約に必要ですので、記入漏れの無いようお願いいたします。

「農地中間管理事業」による農地貸借申出書

年 月 日

神河町長 様

次の農地について、留意事項を理解した上で、農地中間管理事業による農地の貸し借りを申し出ます。

借受者 (借り手・耕作者)	住所 (フリカカナ)	
	氏名	生年月日 ()才
	電話	所属農会

貸付者 (貸し手・農地所有者) ※登記名義人又は相続人の代表者	住所	
	氏名 (フリカカナ)	生年月日 ()才
	電話	所属農会

※相続登記が未了の場合は、全ての相続人の持分の過半の(半数を超える)同意が必要です。

相続・共有の別	氏名	住所
相続・共有		
相続・共有		
相続・共有		
相続・共有		
相続・共有		

※当該農用地の貸付にあたり、同意が必要な相続人又は共有者全員を記載してください。合わせて、別紙の相続人申出書を提出してください。

●貸借する農地

NO	大字	小字	地番	地目	面積(m ²)	貸手以外の権利者	権利の種類	小作料/10a	支払方法	貸借期間	利用
1	猪篠	門貝	27番	田	1,218		使用貸借・賃借権	/10a	機構・直接	10年・15年	
2	猪篠	門貝	28番	田	1,911		使用貸借・賃借権	/10a	機構・直接	10年・15年	
3							使用貸借・賃借権	/10a	機構・直接	10年・15年	
4							使用貸借・賃借権	/10a	機構・直接	10年・15年	
5							使用貸借・賃借権	/10a	機構・直接	10年・15年	
6							使用貸借・賃借権	/10a	機構・直接	10年・15年	
7							使用貸借・賃借権	/10a	機構・直接	10年・15年	
8							使用貸借・賃借権	/10a	機構・直接	10年・15年	
9							使用貸借・賃借権	/10a	機構・直接	10年・15年	
10							使用貸借・賃借権	/10a	機構・直接	10年・15年	

●借受者(借り手)記入欄

世帯の状況、経営面積、農機具・家畜の保有状況等

農業従事日数	日/年 ※1日8時間として計算する。		農業従事年数		年
	男	女	人	合計	
世帯員(家族構成)					人
経営面積(m ²)	自作地	小作地	計		貸付地
	田				
	畑				
	計				
農業経営状況(m ²)	水稲	野菜	豆類	果樹	その他
主な農機具の保有状況	トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機	防除機
	台	台	台	台	台
	肉牛	乳牛	豚	鶏	その他
	頭	頭	頭	羽	

●地域計画の変更

目標地図に位置付けられている者と異なる者となる耕作者との利用権設定について、この申出書を以って、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域計画を変更することに同意します。

年 月 日

地元区長

地元農会長

＜留意事項＞

- (1)申込にあたっては借受者・貸付者の合意により申し込むこと。
- (2)借受申出者との調整が完了し、公益社団法人ひょうご農林機構が貸付申出者から農用地等を借り受けるまで、農用地等の管理は貸付申出者が行うこと。
- (3)15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定による土地改良事業が行われることがあること。
- (4)この申出書の内容などを基に「農用地利用集積等促進計画」を作成します。後日、契約関係書類(様式第11-3号 農地中間管理権の設定関係)、「第11-4号 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」を農地貸付者、農地借受者に送付しますので、自署又は記名押印の上、提出していただく必要があります。

＜記載注意事項＞

- ①土地の面積は登記簿記載の面積を記入する。
- ②使用貸借権は無償貸借、賃借権は有償貸借。賃借権の場合は小作料を記載する。(小作料は、営農状況等により借受者・貸付者の合意をもって決めてください。)
- ③支払方法は、機構(機構による徴収・支払)又は直接(借受者から貸付者に直接支払)を記載する。
- ④貸借期間、機構を通じての権利設定期間は原則10年以上です。
- ⑤利用内容は、水稲・野菜・果樹・牧草等を記入する。

＜その他＞

- ①利用権設定後の途中ででの解約は、やむを得ない場合に限り、両者の合意による解約通知書をもって解約をすることができます。

神河町農地を守る活動推進事業について

農林政策課では、町内農地の健全な保全と地域農業活動の継続による農村の持続的な発展を目的とし、地域住民等が行なう、農地の管理、農地の保全に資する活動を支援します。

○次のような場合に、活用をご検討下さい。

- ①耕作放棄地の草刈り等を実施し、近接農地への影響を改善したい→**再生困難農地の復元等事業**
※事業実施（初年度）の翌年から2年間、同事業を活用することができます。
- ②保安全管理農地へ景観作物等を作付けしたい→**保安全管理農地の活用事業**
※令和6年度、7年度において①の事業を実施した農地についても活用することができます。
※区、営農組織等担い手からの申請のみ【所有者又は相続人の承諾（協議）必要】
※既存の補助事業等の対象とならないものとする。

○事業の流れ

1. **要望書の提出** 別紙1の要望書を、5月15日(金)までに、農林政策課に提出してください。
2. **要望の採択** 予算の範囲内で、事業の採択を行います。
3. **交付申請** 要望採択の団体には、補助金交付申請の手続きを案内します。
4. **事業実施** 事業着手は、交付決定通知書の日以降とし、経費の支払いも通知日以降が対象となります。
※事業内容が大幅に変更になる場合は、事前に協議をお願いいたします。
5. **実績報告書** 完了日は対象経費の最終支出の領収日となります。(完了後30日以内に提出)

○補助の対象となる経費は、下記のとおりです。

科目	備考
需用費	消耗品、食糧費（お茶のみ）燃料代、修繕費等
原材料費	植栽用苗木等の資材費
作業日当	1,000円/h ※7,000円/日・人を上限とする
役務費	輸送費、保険料等
賃借料	重機、車両等借上料
使用料	通行料、使用料等
委託料	作業等委託料 ※実施主体が直接実施することが出来ないものに限る
報償費	協力者謝金等
備品購入費	1件2万円以上の備品 ※事業実施に必要な不可欠なもので、特定の個人の占有とならないこと

○1事業当たりの補助金額は、下記のとおりです。

補助対象経費（材料費、消耗品、作業日当等）又は補助基準単価に事業面積を乗じた額のいずれか低い額

・補助基準単価 10,000円/a（補助率10分の10以内）

※補助金の額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

○お問い合わせ 農林政策課 藤原ますみ TEL34-0960 FAX34-0691

令和 8 年 月 日

神河町長 山名 宗悟 様

所在地 神河町_____

団体名 _____

代表者名 _____ 

神河町農地を守る活動推進事業要望書

令和8年度神河町農地を守る活動推進事業について、下記のとおり要望いたします。

記

1 事業種別 ・農地の復元等 ・農地の利活用

2 事業実施場所 神河町 大字_____ 字_____ 地番_____

3 事業地農地所有者名

※所有者又は相続人の承諾必要

4 実施時期 令和 年 月 ~ 令和 年 月

5 実施事業内容 1. 支障物撤去 2. 伐根 3. 草刈り
4. 耕起 5. 景観作物等の作付け 6. その他

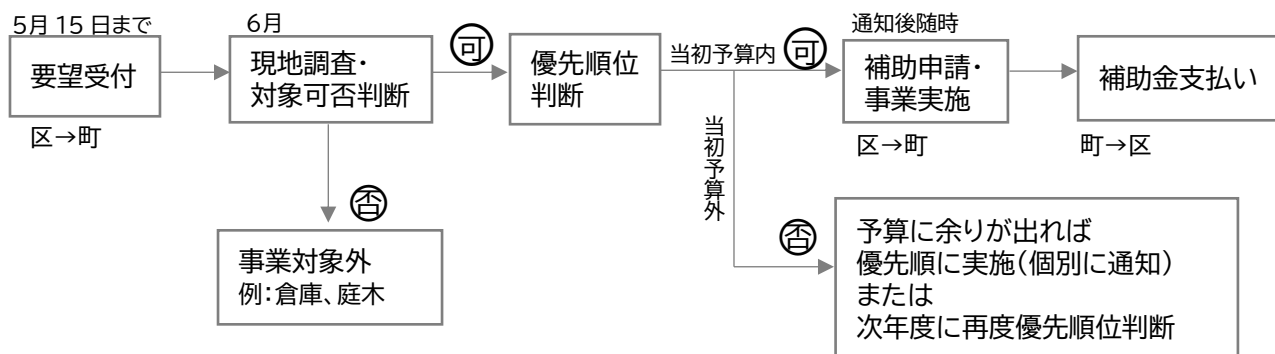
6 事業の具体的な内容

※提出締め切り 令和8年5月15日(金) 提出先 農林政策課 藤原ますみ

危険木伐採の実施要望について
 【神河町単独補助(治山・山林出水対策)事業 危険木伐採】

この事業は平成30年度から開始し、令和8年度当初予算では3,600千円を計上しており、次のとおり事業を実施する予定です。

- ①要望箇所の優先度を調査の上、優先度の高い順に予算の範囲内で実施します。
 - ・事業実施の可否について、要望のあった全集落に通知します。(6月中旬を予定)実施対象地区は、補助金交付申請、事業着手の手続きを進めていただきます。
 - ・当初実施地区の補助額確定後に予算に余裕がある場合、次に優先度の高い箇所を順次実施対象とし、個別にご連絡します。
 - ・予算不足により今年度実施できなかった場合は、今後出てくる要望と合わせて次年度に再度優先度を判断します。



【新規要望の方法】

- ・農林政策課窓口へ別紙要望書を 【5月15日(金)】までに 提出いただきますようお願いいたします。
- ※要望書提出済みの次の箇所は提出不要です。
 - 令和7年度中未採択:作畑区1件、
- ※令和7年度中に追加要望の相談のあった宮野区1件、上小田区1件は、改めて要望書の提出をお願いします。
- ※電話では場所の特定が困難ですので、住宅地図等を見ていただきながら状況をお聞きします。
- ・締切以降も随時新規要望は受け付けますが、次年度の受付の扱いとします。
- ・伐採後の事後申請は受け付けできません。必ず事前にご相談、申請をお願いします。

事業概要

○事業施行者(申請者) 各区

個人からの申請は受け付けません。実際の作業等の業者委託は可能です。

○補助対象

樹木の倒伏により被害を受ける住宅又は集落が管理する集会施設の被害防止に係る危険木の伐採事業で、人命財産等に危害を及ぼすおそれのある箇所について防止する。

- ・倉庫単独や道路、店舗・事務所、寺社、墓地等は対象外です。
- ・庭木等宅地内の立木や枝打ちは対象外です。
- ・伐採事業とは「伐木・枝払・集材・整理」が対象で、搬出に係る経費は対象外です。
- ・予防のための実施も可。規模・箇所数の制限はありません。

○補助率、補助金の限度額 ※R7年度より運用変更

1. 5条(施業図、森林簿に記載の土地)、2条森林(登記又は現況地目が山林の土地)

①森林所有者≠受益者の場合

限度額 77万7,000円(補助対象事業費 9分の7以内)

②森林所有者=受益者の場合

限度額 33万3,000円(補助対象事業費 9分の3以内)

2. その他(上記山林以外の土地、河川区域内の樹木等)

①森林所有者≠受益者の場合

限度額55万5,000円(補助対象事業費 9分の5以内)

②森林所有者=受益者の場合

限度額22万2,000円(補助対象事業費 9分の2以内)

○優先度の判断基準等

被害を受ける可能性のある住宅等の状況、被害を及ぼす可能性のある立木の状況等20項目について職員が現地調査を行ない、危険度を含む優先度を判断します。

その際の主な視点は次のとおりです。

○人命に危害を及ぼす可能性が高いか

財産(建物等)の保全よりも、人命(居住者)の保全を優先します。

○緊急性、公益性等

お問合せ先

農林政策課 澄田智洋

TEL 34-0960 FAX 34-0691

t_sumida@town.kamikawa.hyogo.jp

令和8年度 治水・山林出水対策事業補助金要望書
(危険木伐採)

要望日 令和8年 月 日

申出区 _____ 区

区長 _____ 印

受益者	主な保全対象物	森林所有者	伐採承諾	対象樹種	本数

費用負担者	負担率	概算伐採費用	備考
			※費用負担者が複数名いる場合は、全員の氏名を記入ください。 ※費用負担者は補助対象経費の2/9、4/9、6/9、7/10を負担するもの。

※危険木の位置が分かる地図を添付ください。

提出期限 令和8年5月15日(金)まで

記載例

受益者	主な保全対象物	森林所有者	伐採承諾	対象樹種	本数
神河太郎	居宅	森林一郎	有	杉	15本
費用負担者	負担率	概算伐採費用	備考		
森林一郎	2/9	450,000円	※費用負担者が複数名いる場合は、全員の氏名を記入ください。 ※費用負担者は補助対象経費の2/9、4/9、6/9、7/10を負担するもの。		

事業実施への流れ

本事業は、要望箇所の中で査定による優先順位が高い要望から順次ご案内をし、事業実施をしていただいています。

要望書を提出いただきましたら、優先順位を決定するための現地調査・査定を行い、既存分の要望と併せた中で優先順位決定を決定します。

6月頃には**優先順位上位地区**に案内し、事業実施となります。以降、補助金予算の消化状況を勘案し、優先順位の高い順に案内をさせていただきます。

補助金の流れ

補助金の申請、お支払いは、要望いただきました区となります。

元気森もり活動推進事業の要望について

農林政策課では、地域活動の継続と生活環境や地域の魅力の向上を目的とし、地域住民等が行なう、森林の管理、森林やその周辺の環境保全・向上、森林資源の活用等に資する活動を支援します。（財源：森林環境譲与税、一般財源）

○例えば、次のような場合に、活用をご検討下さい。

- ・人工林の間伐や枝打ち、林道・作業道の草刈り等
- ・集落が管理する施設(集会所、社寺、河川区域)の木竹の管理、保全

※R7年度より要綱を一部改正しました。「町森林整備計画の対象森林及び集落内の山林、社寺林の維持管理、苗木の植栽等、森林及び周辺環境の保全並びに向上に資する事業」を、森林環境譲与税を充当できる「森林地域」と、それ以外の「その他地域」に分け、補助額については「森林地域」15万円、「その他地域」10万円を、上限とします。

※「その他地域」については、従来から区の財産の保全にかかる事業(町花、町木の保全、社寺の木竹の保全等)が多い事や過去3年間の平均補助額を参照し、改正を行いました。

◎森林地域…森林法5条の森林 町森林整備計画の対象森林

森林法2条の森林 登記または現況地目が「山林」の土地

◎その他地域…上記以外の土地 集落が管理する施設(集会所、社寺、河川区域)

○要望について

・今回は、生産森林組合や地区が管理する「森林地域」での、要望のみ受け付けます。

※「その他地域」については、8月区長会で案内する予定です。

○要望がある場合

・別紙1の要望書を、5月15日(金)までに、農林政策課に提出してください。

・要望のない事業の事後申請は受付できません。必ず要望書の提出をお願いします。

お問い合わせ先

神河町農林政策課 澄田智洋

TEL 0790-34-0960 FAX 0790-34-0691

MAIL t_sumida@town.kamikawa.hyogo.jp

○事業の流れ

1. 要望書の提出
2. 要望の採択
予算の範囲内で採択を行います。
3. 交付申請
事業実施の可否を通知のうえ、交付申請の手続きを案内します。
4. 事業実施
事業着手は交付決定通知書の日以降とし、経費の支払いも決定日以降が対象となります。
5. 実績報告
事業完了日は、対象経費の最終の領収日となります。（完了後30日以内に提出）

【事業概要】

○事業実施主体

- (1) 森林組合、生産森林組合
- (2) 自治会、財産管理組合等、地区の共有林を管理する団体
- (3) その他趣旨に合致する活動を行なう法人、団体、事業所

○補助対象事業

- (1) 林業の活性化
 - ・ 林業後継者の育成等、林業の活性化に資する事業
森林組合等の新規就業者の装備等の費用補助及び町内の賃貸住宅居住の場合の家賃補助
- (2) 森林地域の保全・向上
 - ・ 町森林整備計画の対象森林及び集落内の山林の環境保全並びに向上(植栽を含む)に資する事業(「森林法5条及び2条」の森林での間伐、伐採、植栽、草刈り等)
- (3) その他地域の保全・向上
 - 集落が管理する施設(集会所、社寺、河川区域)に存する樹高5m以上の木竹の管理、保全、向上に資する事業
- (4) 森林資源の活用
 - 県内産木材、町内産林産物等、森林資源の活用促進に資する事業
 - ① 産材の活用 内装工事、什器の購入等
 - ② 町内産林産物等 町内産木材を利用した木材製品の製造、販売等
 - ③ 森林資源の活用促進 ミツマタ、カエデ等の活用
- (5) その他、趣旨に適合すると町長が認める事業

○補助の対象となる経費は、下記のとおりです。

科 目	備 考
需用費	消耗品、燃料代、修繕費等。お茶以外の食料費は不可。
原材料費	植栽用苗木等の資材費
作業日当	1,000円/時間、7,000円/日・人を上限とする。
役務費	輸送費、保険料等
賃借料	重機、車両等借上料
使用料	通行料、使用料等
委託料	作業等委託料。実施主体が直接実施することが出来ないものに限る。
報償費	協力者謝金等
備品購入費	1件2万円以上。事業実施に必要不可欠なものに限る。特定の個人の占有となるものを除く。

※作業日当は、最低賃金に関係なく補助金として支出しています。各実施主体の実情に合わせて日当に上乗せをしていただいても結構です。(地元負担)
ただし、日額9,300円を超えると源泉徴収が必要になります。

○1事業当たりの補助金額の上限は、事業の区分に応じ下記のとおりです。

事業区分	上限額
(1) 林業の活性化	50万円
(2) <u>森林地域の保全・向上</u>	15万円
(3) <u>その他地域の保全・向上</u>	10万円
(4) 森林資源の活用	10万円
(5) その他の事業	10万円

※補助金の額は1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

令和8年 月 日

神河町長 山名 宗悟 様

所在地 神河町

団体名

代表者名



神河町元気森もり活動推進事業要望書

令和8年度神河町元気森もり活動推進事業について、下記のとおり要望いたします。

記

1 事業種別 森林地域の保全・向上 (申請額上限 15万円)

2 事業実施場所 神河町 大字..... 字..... 地番.....

※林班 (役場にて記入) 神崎..... 班 大河内..... 班

3 事業地山林所有者名

4 実施予定時期 令和.....年.....月~令和.....年.....月

5 実施事業の種類 1. 人工林間伐 2. 広葉樹林・竹林等の間伐・伐採
3. 下刈り 4. 森林の見分・境界確認
5. その他

6 事業の具体的な内容

提出締め切り 令和8年5月15日(金) 提出先 農林政策課 澄田智洋

令和8年4月23日

各 区 長 様

神河町緑化推進委員会
会長 山 名 宗 悟

緑の募金へのご協力について（ご依頼）

春暖の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、今年度も緑あふれる美しい町づくりを目標とし、かけがえのない森林や緑を守り育てていくため、緑の募金運動を実施します。

つきましては、本運動への協賛及び町内緑化を推進するため、緑の募金にご協力いただきますようお願いいたします。

記

○募金額の目標 35万円（目安として羽根1本、100円程度となります。）

ご協力いただける区は6月5日（金）までに振込みをお願いします。

※お振込みの場合は硬貨の取扱枚数によって手数料が発生します。

手数料が発生する場合は、募金額から差し引いてお振込みください。

※現金を持参される場合は、お手数ですが農林政策課 澄田、藤原浩司までお届け下さい。

○配布物

緑の羽根、パンフレット、振込先のご案内（ATM可）

（上記配布物は、広報5月号と同時にご自宅へお届けします。）

※パンフレットは配布数を減らしていますので回覧等でお使いください。

※集金袋が必要な区は、本日配布しますので、必要数を農林政策課へお申し出下さい。

○募金の使途について

募金全額を（公社）兵庫県緑化推進協会へ納入し、うち約半額が緑化推進交付金として、神河町緑化推進委員会に交付されます。

この交付金は、町の緑化事業(苗木の配布等)に活用させていただく予定です。

お問合せ先 農林政策課 澄田、藤原浩司 TEL 34-0960
メール t_sumida@town.kamikawa.hyogo.jp

令和8年4月23日 区長会資料・ひと・まち・みらい課

コミュニティ助成事業について

〔コミュニティ助成事業とは？〕

コミュニティ助成事業とは、一般社団法人自治総合センターが、宝くじの収益を財源に地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために助成することで、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

1. 対象団体

市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会（自治会等）

※ただし、特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除きます。また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その活動が地域に密着しているとはいいがたい団体等も除きます。

2. 助成事業の種類

◆一般コミュニティ助成事業◆

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

建築物は対象外ですが、基礎工事を伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象です。使用回数に制限のあるもの又は使用期間に定めのあるものは消耗品となり、対象外です。

《助成費》100万円以上250万円以下（10万円単位）

《過去の事例》イベント等に使用するためのテーブル、テント、エアコン等

◆コミュニティセンター助成事業◆

コミュニティセンター・自治会集会所等の新築又は大規模修繕、及びその他施設に必要な備品の整備に関する事業が対象となります。大規模修繕とは建物の主要構造部について行う大規模な修繕のみとします。新築、大規模修繕とも抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独の認可地縁団体（所有権保存登記済）となっている、もしくはなるものに限ります。また、建築の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保等において問題がなく、助成決定後令和10年2月28日までの事業完了が確実なものに限ります。

《助成費》対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額

ただし、2,000万円まで

《過去の事例》集会所の建設、大規模修繕等

（裏に続きます）

その他の事業（詳細は自治総合センターHPをご覧ください）

<http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity>

- ◆地域防災組織育成助成事業
- ◆青少年健全育成助成事業
- ◆地域づくり助成事業
- ◆地域の芸術環境づくり助成事業
- ◆地域国際化推進助成事業

3. 注意事項

- ◎複数団体からの申請があった場合、町で必要性などについて比較評価を行い、採択の優先順位をつけたうえで、県が審査し（一財）自治総合センターへ申請します。
- ◎申請した事業に対する助成の可否については、（一財）自治総合センターが内容審査の上決定します。申請した事業が必ず採択されるものではないことをご了承ください。 ※令和8年度は5件申請中、1件が採択されました。
- ◎申請は毎年9月頃となります（申請月は変更になる可能性又は事業が実施されない可能性があります）
（今年度の場合）令和8年9月頃申請→令和9年3月末に交付決定→令和9年4月以降に事業実施となります。
- ◎事業で整備した備品等に宝くじの広報表示を行うことが条件となります。
- ◎事業実施期間は令和9年4月1日開始、令和10年2月28日まで
- ◎申請から〆切まで時間が短く、準備していただく書類も多いため希望する団体は必ず1か月以上前から事前相談を行ってください。
- ◎採択を受け事業を行った団体は、事業実施の翌年から起算して10年間は、同一事業の申請はできません。

4. 過去の実績

実施年度	実施団体	事業種類	補助額	助成内容
H29	栗区	一般コミュニティ助成事業	250万円	椅子、テント等購入
H30	赤田区	コミュニティセンター助成事業	1,500万円	集会所新築
H31	本村区	一般コミュニティ助成事業	250万円	テント、椅子等購入
R5	吉富区 作畑区	一般コミュニティ助成事業	200万円 130万円	エアコン、空気清浄機購入等
R6	寺野区	一般コミュニティ助成事業	240万円	エアコン
R7	大山区 杉区	一般コミュニティ助成事業	200万円 140万円	エアコン設置
R8	新野区	一般コミュニティ助成事業	230万円	テント購入

お問合せ：役場ひと・まち・みらい課
0790-34-0002
担当：松本